

新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に向けて

1 接種事業の概要

(1) 優先接種の順位及び接種スケジュール

ア 優先接種の順位

当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、重症化リスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、国において優先接種の順位が決定される。

【現在検討されている優先接種の順位】

- ① 医療従事者、救急隊員、積極的疫学調査に携わる保健師等
- ② 高齢者（令和3年度中に65歳以上に到達する人）
- ③ 基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、
60～64歳の者（ワクチンの供給量によって対象追加を検討）
- ④ 上記以外の者

国が示す人数の算定方法

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 医療従事者等 | 総人口の3% |
| ② 高齢者 | 65歳以上の住民基本台帳人口 |
| ③ 基礎疾患を有する者 | 総人口の6.3% |
| 高齢者施設等従事者 | 総人口の1.5% |
| 60～64歳の者 | 60～64歳の住民基本台帳人口 |
| ④ 上記以外の者 | |

本市における概数（計146万人）

- | | | |
|-------------|---|------|
| ① 医療従事者等 | 約 | 4万人 |
| ② 高齢者 | 約 | 40万人 |
| ③ 基礎疾患を有する者 | 約 | 9万人 |
| 高齢者施設等従事者 | 約 | 2万人 |
| 60～64歳の者 | 約 | 8万人 |
| ④ 上記以外の者 | 約 | 83万人 |

※ 住民基本台帳に記載のない方、国で治験が行われていない16歳未満の方も含む。

※ 区・支所ごとの住民基本台帳人口は別紙のとおり

イ 接種スケジュール

- | | |
|--------|------------------|
| 2月下旬 | 医療従事者向け先行接種・・・① |
| 3月上旬 | 医療従事者向け優先接種・・・② |
| 4月1日以降 | 高齢者（65歳以上）向け優先接種 |

上記以降 基礎疾患（呼吸器疾患他14の疾患又は状態）のある方、
高齢者施設等の従事者

（ワクチンの供給量によっては60～64歳の対象追加を検討）

- ※ その他の方については、ワクチンの供給量等を踏まえ順次、実施
- ※ ①及び②は、国・都道府県が接種体制を構築
- ※ 下線部については、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論されている状況で1月中に決定予定とされていたが、現時点では公表されていない。

(2) 接種回数

当面供給が予定されているファイザー社製ワクチンについては、21日間隔で2回の接種が必要

(3) 接種券の発行

ア 対象者

原則として、本市の住民基本台帳に登録されている者（対象年齢は、今後明らかにされる）。

ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとされている。

なお、出産のために里帰りしている妊産婦や、遠隔地へ下宿している学生、単身赴任者等は、接種券に加え、国が準備する申請用ページで「住所地外接種届出済証」を出力し持参することで、住民票所在地以外で接種が可能である。

イ 発行スケジュール

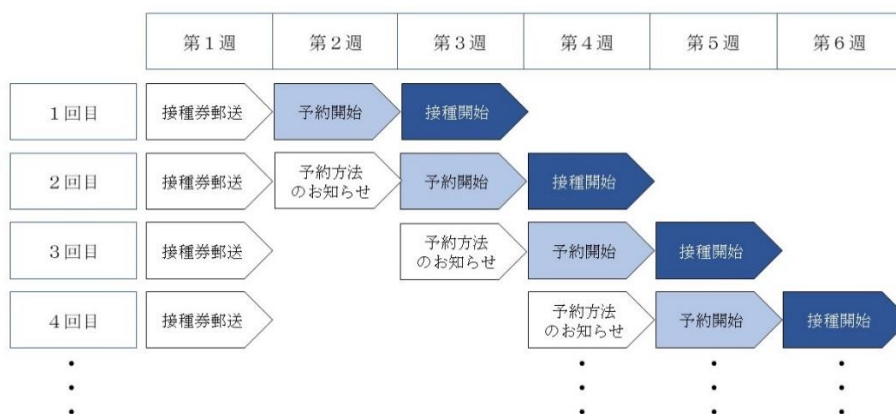
【国が示すスケジュール】

発送区分	印刷期日	発送期日	データ抽出基準日
高齢者 (65歳以上)	3月5日まで	3月中旬以降 (具体の日程は、追って提示するとされている。)	1月1日
それ以外の者	4月23日まで	追って提示（準備は4月中）	4月1日

国が示す期日までに、全ての対象者に接種券を一斉発送したうえで、受付電話の集中等により市民に混乱が生じないように、ワクチンの供給量や接種体制の確保状況等に応じ、受付を分散させる方法について検討していく。

また、接種率やディープフリーザーの配置状況、ワクチンの供給状況等に応じ、柔軟な対応ができる手法についても検討していく。

【接種券郵送から接種までのイメージ案】



2 本市における接種体制

住民向け接種については、医療機関での実施の他、本市が確保する医療機関以外の接種会場での接種により、まず高齢者（65歳以上）向け優先接種を4月から6月の3箇月間で終わられる接種体制を構築していく。

(1) 個別接種医療機関

ア 基本型接種施設

ディープフリーザー（-75℃）を設置し、冷凍で配送されたワクチンを保管・管理する施設。住民への接種を実施するとともに、必要に応じ、サテライト型接種施設へのワクチン移送元となる。

イ サテライト型接種施設

基本型接種施設からワクチンの移送を受け、接種を行う施設。

- 基本型接種施設と同一グループのサテライト型接種施設を合わせて、10日間に1,000回以上の接種を行う体制を確保することとされている。

- 本市には、83台のディープフリーザーが割り当てられる予定であるとともに、京都府が医療従事者向け接種用に市内に設置する6台についても、住民向け接種用に活用可能となる予定。

なお、各自治体へのディープフリーザーの配布は、2月末から6月末にかけて、段階的に行われる予定。

本市におけるディープフリーザーの段階的な配備予定

	2月中旬	3月中	4月中	5月中	6月中	総計
京都市分	5	7	18	29	24	83
京都府分	6					6

(2) 集団接種会場

- ・ 各行政区に少なくとも1箇所（人口等の規模によっては2，3箇所，合計最大20箇所を想定）
- ・ 2～3箇月間，常設の接種会場として設置。土日を含む毎日，14時～16時30分の運営（接種及び接種後の観察時間を含む。）を想定。
- ・ 1会場当たり5レーン程度の規模を標準モデルとして想定。
 - ※ 5レーンの場合，医師10名，看護師11名，事務19名の従事を想定
 - ※ 川崎市と厚生労働省が共催で実施した訓練を参考に，接種体制の更なる検討を行う。
- ・ 今後，接種会場として使用可能な施設を確保するとともに，ワクチンの供給見込み等も踏まえ，医師の出務体制等について，京都府医師会及び地区医師会と協議を進めていく。

3 本市における準備状況

(1) 接種券の印刷

事業者決定済で，1月29日に契約済。

契約額は32，000千円で，予備費を活用する。

接種券は国が示す様式で決定済。チラシに示す予約方法，電話番号，予約サイトのQRコード等の記載について調整中。

国が示す印刷期日の3月5日までに完了予定。

(2) コールセンターや集団接種会場の運営等

複数の事業者とのヒアリングの結果，契約候補者を選定済。

補正予算の議決後，速やかに契約を締結し，2月中のできるだけ早い時期にコールセンターを開設する。

(3) 個別接種医療機関，集団接種会場の決定

1月に市内97の医療機関（診療所を除く私病協又は府病協加盟の医療機関，京大病院，京都府立医大病院）に対し実施したアンケート調査の結果では，約6割の医療機関から住民向け接種に向けた協力の意向が示されている。今後，改めて文書による意向確認を速やかに行い，更なる協力が得られるよう各医療機関等と調整を進めていく。

- ・ 医療機関へのアンケート調査の結果（1月20日集約）

住民向け接種へ積極的な回答 合計59箇所

（基本型接種施設 15箇所）

（サテライト型接種施設 44箇所）

- ※ 市内97箇所の医療機関（診療所を除く私病協又は府病協加盟の医療機関，京大病院，京都府立医大病院）を対象に実施

集団接種会場については，各局，区・支所の協力を得て，2月中旬を目途に会場候補を選定し，各関係団体とも協議を進めていく。

(4) 高齢者福祉施設における接種体制の構築

本市内の高齢者福祉施設における嘱託医等の状況把握を進め、高齢者福祉施設の入所者が施設内で円滑に接種を受けられる体制を構築していく。

なお、施設において、日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であるなどの体制が確保される場合は、従事者にも同時に接種することを検討していく。

本市の高齢者福祉施設数（４９４箇所）

- ・ 介護老人保健施設 ４０箇所
- ・ 介護医療院 １４箇所
- ・ 介護療養型医療施設 ４箇所
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ６９箇所
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ３０箇所
（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ・ 養護老人ホーム ８箇所
- ・ 軽費老人ホーム １３箇所
- ・ 有料老人ホーム ７５箇所
- ・ サービス付き高齢者住宅 １０８箇所
- ・ 認知症対応型共同生活介護 １３３箇所

4 本市における主な課題

(1) 個別接種医療機関の確保

身近な地域の医療機関において接種を受けていただけるよう、関係団体とも協議しながら、基本型接種施設とサテライト型接種施設を更に確保していくとともに、サテライト型接種施設への移送体制を構築していく必要がある。

(2) 集団接種体制の確保

集団接種については、接種対象者数に応じた医師、看護師、事務スタッフ等の確保が必要となることから、京都府医師会・地区医師会等の関係団体や委託事業者と協議を進めていく。併せて、各地域の状況に応じた集団接種会場の確保を全庁体制で進めていく。

(3) 高齢者福祉施設及び障害者福祉施設入所者への接種体制の確保

高齢者福祉施設（入所者：約１万７千人）及び障害者福祉施設（入所者：約７００人）での実施については、可能な限り、日頃から各施設に関わっている嘱託医等において円滑に接種できるよう、調整していく。

(4) 在宅の要介護者への接種体制の確保

在宅の重度の要介護者（要介護３以上：約１万７千人）のうち、移動が困難な方への往診等による接種について、京都府医師会・地区医師会等とも協議したうえで、具体的な実施方法の検討が必要。

(5) 本市に住民基本台帳がない方への周知等

路上生活者（５１人）や学生等、本市に居住実態はあるが、住民基本台帳がない方についても、本市で接種を受けていただけるよう、周知・申請勧奨を行っていく。

(6) 接種券の印刷

接種券の印刷は、3月5日までに印刷するよう国から指示されているが、印刷等にも一定の時間がかかり、記載する内容は、2月中旬時点の情報になる。

(7) マイナンバーを利用したシステムの導入

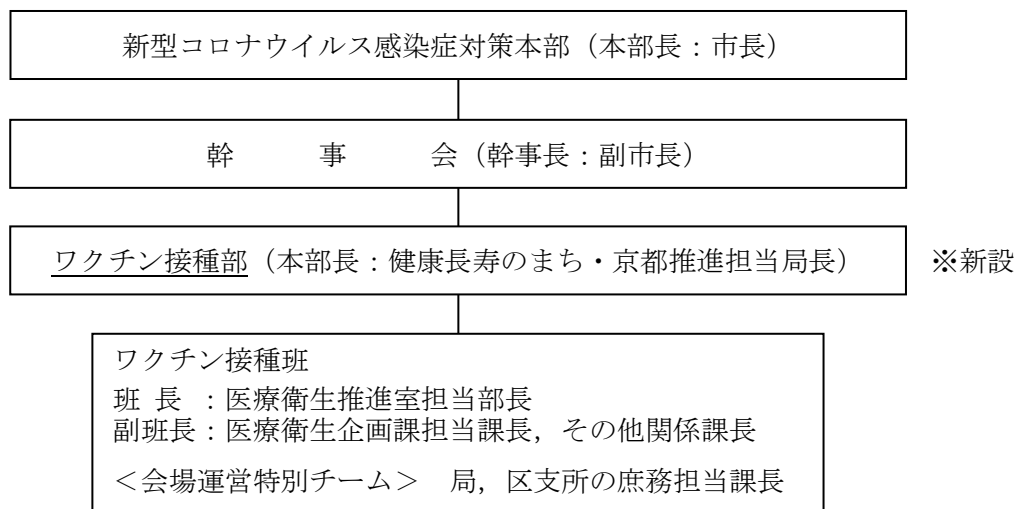
国からマイナンバーを利用した新システムが導入されることの説明はあったものの、具体的な仕組みや市町村が実施すべき内容は説明されず、今後、国からの要請に応じて、柔軟で迅速な対応が必要になる。

上記の内容は、現時点までの間に検討してきた案であり、今後、国から示される情報や協議・検討の状況により変更となる可能性があります。

(参考)

新型コロナワクチン予防接種事業の準備体制について

新型コロナワクチン予防接種事業については、集団接種会場の確保や会場運営に係る人員の確保などで、全庁挙げた取組が必要となることから、京都市新型コロナウイルス感染症対策本部の下に新たに『ワクチン接種部』を設置し、全庁的な責任体制の下、取組を進めていく。



また、ワクチンが承認された場合に速やかに接種ができるよう、令和3年1月13日付けで、保健福祉局医療衛生推進室に核となる体制を構築した。

